

# 横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅 指定管理者募集要項

## 1. 指定管理者募集の目的

横瀬町(以下「町」という。)では、横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅(以下「体験住宅」という。)の公の施設管理運営業務を、効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅条例(以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

## 2. 施設の概要

名称	横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅	
通称	まるっと横瀬体験住宅	
位置	横瀬町大字横瀬 1995 番地 1	
設置目的	省エネルギー型住宅による生活の体験を通じて、町民の住環境に対する意識の向上、移住及び二地域居住の促進を図るとともに、災害時における応急住宅等として活用することにより、持続可能かつ安全安心なまちづくりを推進するため。	
施設概要	構造	木造平屋
	施設設備	冷蔵庫、洗濯乾燥機、電子レンジ、空気清浄機、テレビ ベッド4台、ダイニングテーブル、ソファ

## 3. 管理業務の基準及び範囲

### (1) 管理の基準

指定管理者は、以下の基準を守って管理運営業務を行ってください。

- 関係法令、条例及び施行規則等を遵守し、適正に体験住宅の運営・維持管理を行ってください。
- 施設の運営にあたっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。
- 業務を通じて取得した個人情報については、町個人情報保護法施行条例を遵守するとともに、個人情報の取り扱いには十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じてください。

### (2) 指定管理者が行う業務

- 体験住宅の維持管理に関する業務
- 体験住宅の利用の許可に関する業務
- 体験住宅の利用に係る料金(利用料金)の収受に関する業務
- 体験住宅の設置目的を達成するため必要な業務
- その他町長が別に定める業務

(留意事項)

- 業務の内容の詳細は、別添資料の「横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅指定管理者業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。
- 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、事前に町長の承諾を受けた場合に、業務の一部を第三者に委託することができます。

4. 指定期間

指定の期間は、令和8年10月1日から令和10年3月31日までの1年6ヵ月間を予定しています。ただし、この期間は町議会の議決により確定することとなりますので留意してください。

また、指定管理者が町長の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

5. リスク分担

町と指定管理者のリスク分担は、仕様書のとおりとし、詳細は、町と指定管理者が締結する協定において定めます。なお、あらかじめ定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定しないリスクが発生した場合は、町と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

6. 管理業務に要する経費等

(1) 利用料金の設定

施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。

指定管理者には、条例に定める額の範囲内で、利用料金を設定していただきます。なお、設定に当たっては、町長の事前承認が必要です。

(2) 指定管理料

利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入として収受させるため、指定管理料は支払わない。

7. 指定管理者の申請資格

申請資格を有するものは、次の事項のいずれかに該当する団体(ただし、(オ)、(カ)、(キ)については、その代表者等(法人にあっては、その役員(非常勤役員を含む。)、その他の団体にあっては、その代表者をいう。)を含む。)は、指定管理者への申請資格がないものとする。

- (ア) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号。)第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体
- (イ) 宗教法人法(昭和26年法律第126号。)第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体
- (ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当する団体
- (エ) 施行令第167条の4第2項の規定により、町における一般競争入札の参加を制限されている団体
- (オ) 国税又は地方税を滞納している団体又はその代表者等
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に掲げる暴力団
- (キ) その代表者等が暴対法第2条第6号に掲げる暴力団員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)である団体
- (ク) 暴力団の構成員等の統制下にある団体又はその代表者等

## 8. 申請の方法

### (1) 申請書類

申請する法人等（以下「申請者」という。）は下記に掲げる書類を提出してください。

1	横瀬町省エネルギー型暮らし体験住宅指定管理者指定申請書	1部
2	定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準じる書類	1部
3	令和7年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準じる書類	1部
4	令和8年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準じる書類	1部
5	指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類	1部

## 9. 申請の受付期間等

### (1) 受付期間

令和8年7月8日（水）から令和8年8月5日（水）17:00まで

### (2) 申請方法

申請書類については、下記窓口にご提出ください。

秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 番地

横瀬町役場 環境課 TEL 0494-25-0118

FAX 0494-23-9349

mail kankyoutown.yokoze.saitama.jp

## 10. 指定管理者の候補者の選定及び決定

### (1) 選定機関

副町長を委員長とする「横瀬町指定管理者選定委員会」において、申請書類等の審査(必要に応じて面接審査)を実施し、候補者を選定します。

### (2) 選定基準

以下の基準に基づき、最も適切な管理を行うことができる団体を選定します。

- (ア) 事業計画書による施設の運営が、町民その他利用者等の平等利用を確保できるものであること。
- (イ) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (ウ) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
- (エ) その他、町長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たすこと。

## 11. 協定の締結

町議会の議決を経た後、指定管理者と町は以下の事項を含む協定を締結します。

- (ア) 管理運営を行う施設等に関する事項、指定期間、管理業務、管理費用及び利用料金に関する事項
- (イ) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (ウ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (エ) 権利義務の譲渡及び再委託の禁止に関する事項

(オ) 個人情報の保護、情報公開、秘密の保持に関する事項等